

行政手続における押印等の見直しについて(報告)

背景

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省に対し、原則として全ての行政手続について、規制改革推進室が示した基準に照らして、押印の必要性を検証し、令和2年中に必要な法令改正等を実施することとされている。

これを受けて、各省庁において押印等を求めている行政手続について、年内に当該押印等を原則廃止することが決定されたところ。

押印廃止の対象手続

各省庁所管の行政手続で押印等を求めているもののうち、認印の押印など真正性担保の意味が小さいものなどについては、原則押印等を廃止(全省庁で約1万5千種類ある押印について、原則廃止される予定)

<参考:押印廃止の対象手続のうち船員関係の手続(例)>

海員名簿における労働条件の合意(船員法施行規則第1号書式)

船員手帳交付申請(船員法施行規則第12号書式)

船員手帳記載事項証明申請(船員法施行規則第16号の2書式)

時間外労働に係る協定届出(指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令別記様式)

海上労働検査申請書(船員の労働条件等の検査等に関する規則第2号書式)

衛生管理者資格認定申請書(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第1号様式)

無料の船員職業紹介事業報告書の提出(船員職業安定法施行規則第1号様式)

船員派遣事業許可申請書等の提出(船員職業安定法施行規則第3号様式)

船舶料理士資格証明書再交付申請書(船内における食料の支給を行う者に関する省令第3号様式)

※その他5本の関連省令で定める様式等についても押印等の廃止を予定。

押印等の廃止のスケジュール(予定): 令和2年12月末 開始